

「平塚市自転車等の放置防止に関する条例及び条例施行規則」の運用と解釈

【条例第6条】

第6条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定による商業地域、近隣商業地域その他市長が特に必要と認める地域内（以下「商業地域等」という。）において、大型店舗等を新築し、又は増築しようとする者は、当該大型店舗等若しくはその敷地内又はその周辺に自転車等駐車場を設置し、これを適正に管理しなければならない。

【運用と解釈】

「その他市長が特に必要と認める地域内」とは、「幹道37号線以南、幹道43号線以東、幹道38号線以北及び県道平塚港・平塚停車場線以西の地域のうち、商業地域及び近隣商業地域を除いた区域」とする。

放置自転車等禁止区域の拡大により指定したものである。

（平成24年12月1日付地域指定の告示）

【運用と解釈】

「その周辺」とは、おおむね50メートル以内とする。

昭和56年11月28日付建設省の通達「標準自転車駐車場附置義務条例について」において、「第3条 指定区域内において（中略）自転車駐車場と当該施設若しくはその敷地内又は当該施設に到達するために歩行する距離がおおむね50メートル以内の場所に設置しなければならない」とあることから運用基準とした。

同条第2項の「その周辺」についても同様の取扱いとし、おおむね50メートル以内とする。

【条例第 14 条】

第 14 条 市長は、第 12 条第 2 項又は第 4 項の規定により自転車等を移動したときは、当該自転車等の移動、保管その他の措置に要した費用として次に掲げる額を当該自転車等を引取りに来た利用者等から徴収する。

- (1) 自転車 1 台につき 2,000 円
- (2) 原動機付自転車 1 台につき 4,000 円

2 市長は、当該自転車等を放置したことについて規則で定める特別の理由があると認めるときは、前項の規定による費用の徴収を免除することができる。

【条例施行規則第 11 条】

第 11 条 条例第 14 条第 2 項に規定する規則で定める特別の理由は、次に掲げる場合とする。

- (1) 盗難にあつた自転車等について、撤去の前日までに警察署に被害届が提出されているとき。
- (2) 前号に掲げるほか、市長が正当な理由があると認めるとき。

【運用と解釈】

条例施行規則第 11 条第 2 号の「正当な理由」とは下記のような撤去が想定される。

例) 放置自転車等禁止区域から外れた場所で即時撤去を行ったなど

【条例施行規則第 2 条】

第 2 条 この規則において「店舗等面積」とは、大型店舗等が直接営業の用に供する床面積に、売場間の通路、ショーウィンドー、ショールーム、サービス施設、承り所、物品加工修理場、一般応接室、ロビーその他一般の利用に供する部分の床面積を加えた床面積をいう。

【運用と解釈】

「店舗等面積」に含まれる部分

部分名	定 義
(1) 売場	直接物品販売の用に供する部分をいい、店舗面積に含む。 ショーケース等直接物品販売の用に供する施設 に隣接し、顧客が商品の購入又は商品の選定等のために使用する部分（壁等により売場と明確に区切られていない売場間の通路を含む。）は、売場とみなす。
(2) ショーウィンドー	ショーウィンドーは、店舗面積に含む。ただし、階段の壁に設けられたはめ込み式のショーウィンドーは、店舗面積に含まない。

(3) ショールーム等	ショールーム、モデルルーム等の商品の展示又は実演の用に供する施設をいい、店舗面積に含む。
(4) サービス施設	手荷物一時預り所、買物品発送等承り所、買物 相談所、店内案内所その他顧客に対するサービス施設をいい、店舗面積に含む。
(5) 物品の加工修理場のうち顧客から引受の用に直接供する部分	カメラ、時計、眼鏡、靴、その他の物品の加工又は修理の顧客からの引受（加工又は修理のため の物品の引渡を含む。）の用に直接供する部分をいい、店舗面積に含む。当該部分が加工又は修理を行う場所と間仕切り等で区分されていないものであるときは、その全部を店舗面積に含む。

「店舗等面積」に含まれない部分

部分名	定 義
(1) 階段	上り階段及び下り階段とも最初の段鼻（踏み面の先端）の線で区分し、踊り場及び階段と階段にはさまれた吹抜きの部分を含むものをいい、店舗 面積に含まない。また、階段の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等と最初の段鼻、壁、柱等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に階段部分とみなし、店舗面積に含まない。
(2) エスカレーター	エスカレーター装置（附属部分を含む。）部分をいい、店舗面積に含まない。また、エスカレーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分及び吹抜きの部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエスカレーター部分とみなし、店舗部分に含まない。
(3) エレベーター	エレベーターの乗降口の扉の線で区分し、店舗面積に含まない。また、エレベーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエレベーター部分とみなし、店舗面積に含まない。
(4) 売場間通路及び連絡通路	壁等により売場と明確に区分された売場として利用し得ない通路、建物と建物を結ぶため道路等の上空に設けられた渡り廊下、地下道その他の連絡通路をいい、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に、店舗面積に含まない。また、上記の通路の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に通路とみなし、店舗面積に含まない。
(5) 文化催場	展覧会等の文化催しのみの用に供し、又は供させる場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
(6) 休憩室	客室休憩室又は喫煙室その他これに類する施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。

(7) 公衆電話室	公衆電話室であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
(8) 便所	便所の出入口の線（専用の通路がある場合は、その出入口の線）で他と区分し、店舗面積に含まない。
(9) 外商事務室等	外商ないし常得意先に対する業務のみを行う場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
(10) 事務室・荷扱い所	事務室、荷扱い所、倉庫、機械室、従業員施設等顧客の来集を目的としない施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
(11) 食堂等	食堂、喫茶室等をいい、店舗面積に含まない。
(12) 塔屋	エレベーター室、階段室、物見塔、広告塔等屋上に突き出した部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。
(13) 屋上	塔屋を除いた屋上部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。
(14) はね出し下・軒下等	建物のはね出し下、ひさし、軒下等の部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、はね出し下等において、展示販売、ワゴン等による各種商品の販売又は自動販売機を設置して飲食料品等の販売を行っている部分は、売場として取り扱うものとする。

上記の例示は、「大規模小売店舗立地法の届出の手引（神奈川県）」を参考とした。